

令和3年度答申第67号
令和4年1月31日

諮問番号 令和3年度諮問第67号及び第68号（それぞれ令和3年12月10日
及び同月13日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件2
件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の疾病について休業補償給付の支給がされていたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、上記の疾病の発病は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労災保険法による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び

雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険をいうと規定している。

- (2) 徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立すると規定している。
- (3) 徴収法4条の2第1項は、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。
- (4) 労災保険法31条1項1号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により徴収法4条の2第1項の規定による届出（以下「保険関係成立届」という。）であって労災保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができると規定している。
- (5) 上記(4)の労災保険法31条1項1号の要件該当性の判断、すなわち、保険給付に要した費用を徴収するか否かの判断については、平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（以下「運用通達」という。）が、次のように行うこととしている。

ア 労災保険法31条1項1号の事業主の故意は、次のいずれかに該当する場合に認定する（記2の(1)のイ）。

- ① 事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導（以下「保険手続に関する指導」という。）を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合
- ② 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会又は同業務を行う都道府県労働保険事務組合連合会の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨（以下「加

入勧奨」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係
成立届を提出していなかった場合

イ 労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該
事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けてい
ない場合で、かつ、徴収法3条に規定する保険関係が成立した日(以下
「保険関係成立日」という。)から1年を経過してなお保険関係成立届
を提出していないときに認定する(記2の(1)のロの(イ))。ただし、次の
いずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失として認定し
ない(記2の(1)のロの(ロ))。

- ① 事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤
認したために、保険関係成立届を提出していなかった場合(当該労働
者が取締役の地位にあるなど、労働者性の判断が容易でなく、事業主
が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。)
- ② 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、
独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係
について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) Pは、平成29年5月1日、「Q」という名称で、B地所在の事業場(以
下「本件事業場」という。)において風俗店の営業を開始したが、平成31
年4月19日、審査請求人を設立してその代表取締役に就任し、審査請求人
が上記営業を承継した。

(P作成の使用者報告書、履歴事項全部証明書、労働保険名称、所在地等
変更届)

(2) R(以下「本件労働者」という。)は、本件事業場において、平成29年
5月17日から店員として雇用されていたところ、平成30年8月頃、「う
つ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病し、療養のため、同
年9月4日から本件事業場を休業した。

(P作成の使用者報告書、本件労働者の本件疾病に係るA労働局地方労災医
員協議会精神障害専門部会の意見書、休業補償給付支給請求書第1回)

(3) Pは、平成31年4月5日、C労働基準監督署長(以下「本件労基署長」
という。)に対し、保険関係成立届を提出して、労働保険の加入手続を行っ
た。

(保険関係成立届、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書)

- (4) 本件労働者は、令和元年9月4日、本件労基署長に対し、休業補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、本件疾病は業務に起因するものであり、本件疾病の発病日（本件事故の発生日）は平成30年8月17日であると認定した。

(休業補償給付支給請求書第1回、A労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見書、「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に基づく費用徴収について」との標題の決裁文書)

- (5) 本件労働者は、本件労基署長に対し、休業補償給付の支給を13回に分けて請求した（請求日は、第1回が令和元年9月4日、第2回が同年10月1日、第3回が同月31日、第4回が同年12月2日、第5回が令和2年1月6日、第6回が同年2月4日、第7回が同年3月5日、第8回が同年4月7日、第9回が同年5月7日、第10回が同年6月4日（以上が諮問第67号関係）、第11回が同年7月2日、第12回が同年8月7日、第13回が同年9月3日（以上が諮問第68号関係）である。）ところ、本件労基署長は、その請求に係る休業補償給付の支給及び平均賃金の変更による休業補償給付の追加支給を決定して、本件労働者に対し、その旨を通知し（通知日は、第1回から第4回までの請求に係る支給分が同年1月28日付け、第5回から第7回までの請求に係る支給分が同年5月19日付け、第8回から第10回までの請求に係る支給分が同年7月31日付け（以上が諮問第67号関係）、平均賃金の変更による追加支給分が同年11月4日付け、第11回から第13回までの請求に係る支給分が同日付け（以上が諮問第68号関係）である。）、その通知に係る各保険給付の支給をした。

(各休業補償給付支給請求書、各「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書」)

- (6) 処分庁は、上記(5)の通知に係る各保険給付の支給のうち、通知日が令和2年1月28日付け、同年5月19日付け及び同年7月31日付けの各支給（諮問第67号関係）に要した費用については、同年10月27日付けの通知書により、審査請求人に対し、「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められる」との理由を付して、同項の規定に基づき、当該費用の一部を徴収する決定（以下「本件先行徴収決定」という。）をし、通知日が同年11月4日付けの各支給（諮問第68号関係）に要した費用については、同年12月15日付けの通知書により、審査請求人に対し、

上記と同じ理由を付して、同項の規定に基づき、当該費用の一部を徴収する決定（以下「本件後行徴収決定」といい、本件先行徴収決定と併せて「本件各徴収決定」という。）をした。

なお、本件先行徴収決定の通知書には、審査請求人宛ての「労働者災害補償保険法第31条第1項第1号に係る費用徴収制度について」と題する書面が添付され、同書面には、「費用徴収制度とは、事業主が労災保険に係る保険関係成立の的行わない期間中に労災事故が発生した場合に、被災労働者に支給した保険給付額の全部又は一部を、事業主から徴収する制度であり、保険関係成立届を提出していない事業主の注意を喚起し労災保険の適用促進を図ることを目的として昭和62年に創設されました。具体的には、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けていないものの、労働者を雇用した時から1年を経過して、加入手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、保険給付額の40%が費用徴収となります。（中略）貴事業場においては、平成29年5月1日に保険関係を成立しているにもかかわらず、保険関係成立届が提出されず、平成30年8月17日に貴事業場に所属する労働者R氏（以下「被災労働者」という。）が業務上疾病を発病し、労災保険の休業補償給付が支給されております。そして、保険関係を成立した日から事故の発生日まで1年以上経過し、その間、保険関係成立届の提出はありませんでした。したがって、費用徴収制度に基づきまして、被災労働者へ支給した休業補償給付額の40%を費用徴収するものです。」との記載がされていた。ただし、本件後行徴収決定の通知書には、上記の書面は添付されていなかった（これは、審査請求人に対しては、新規の処分である本件先行徴収決定の際に、上記の書面により費用徴収制度について説明をしているため、続行の処分である本件後行徴収決定の際には、上記の書面の添付は不要であると判断したからであるという。）。

（各「法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」、令和4年1月5日付けの審査庁の事務連絡）

- (7) 審査請求人は、本件各徴収決定のうち、本件先行徴収決定については令和2年12月21日に、本件後行徴収決定については令和3年1月4日に、審査庁に対し、これらを不服としてそれぞれ審査請求（以下本件先行徴収決定に対する審査請求（諮問第67号に係るもの）を「本件先行審査請求」といい、本件後行徴収決定に対する審査請求（諮問第68号に係るもの）を「本件後行審査請求」という。）をした。

(各審査請求書)

- (8) 審査庁は、本件先行審査請求については令和3年12月10日に、本件後行審査請求については同月13日に、当審査会に対し、いずれも棄却すべきであるとしてそれぞれ諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人が会計事務を委託している会計事務所が、D労働局に対し、その管内において審査請求人と同じ業種を同じ形態で営む事業場に関し、労働保険の加入の可否について照会したところ、D労働局から、労働保険の適用事業所に該当しないため、労働保険に加入する必要がないとの回答があった。そこで、本件事業場には、平成29年5月1日から労働に従事する者がいたが、最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷判決（以下「最高裁昭和30年判決」という。）が判示した行政行為の公定力の考え方に従い、D労働局の上記回答（判断）を信頼して、本件事業場について労働保険の加入手続を行わなかった。また、雇用する従業員の労働者性の判断は、容易であるとはいえず、その点を誤認した審査請求人を保険関係成立届の提出を怠った者と同一に扱うことは、余りにも酷である。

以上の理由から、本件事業場については、運用通達が定める費用徴収の要件である「労働者を雇用した時から1年」（保険関係成立日から1年）の起算日は、審査請求人が保険関係成立届を提出した平成31年4月4日とすべきであり、処分庁が上記の起算日を平成29年5月1日としてした本件各徴収決定は、いずれも不当である。

- (2) そもそも、本件労働者の精神疾患又は精神疾患の程度は、虚偽の事実に基づくものであり、その虚偽の事実に基づき、医師が誤った診断を行い、労働局が誤った労働災害の認定をした結果、本件労働者が休業補償給付の給付を受けてきたと確信している。
- (3) したがって、本件各徴収決定の取消しを求める。

第2 各諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件では、審査請求人に対する保険手続に関する指導又は加入勧奨は、実施されていなかったから、運用通達によれば、審査請求人が保険関係成立届を提出しなかったことに故意は認められない。
- 2 審査請求人に係る保険関係成立日は平成29年5月1日であり、本件事故の発生日は平成30年8月17日であるから、保険関係成立日から本件事故の発

生日までの期間が1年を超えている。さらに、審査請求人は、保険関係成立日から1年以上が経過した平成31年4月4日に保険関係成立届を提出している。したがって、運用通達によれば、審査請求人が保険関係成立届を提出しなかったことに重大な過失があり、本件事故は、労災保険法31条1項1号に規定する事故（事業主が重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故）に該当すると認められる。

- 3 審査請求人は、審査請求人と同じ業種を同じ形態で営む事業場に関し、D労働局から、労働保険に加入する必要があるとの回答があったため、本件事業場について労働保険の加入手続を行わなかったなどと主張する。

しかし、雇用する従業員の労働者性の判断は事業場に所属する従業員個々に対して行われ、事業場の労災保険適用の可否の判断は事業場ごとに行われるべきであるし、最高裁昭和30年判決は行政行為の公定力について判示したものであるから、D労働局長が特定の事業場についてした判断をもって、処分庁が本件事業場についてもD労働局長と全く同じ判断をしなければならないということにはならない。そして、本件労働者の労働者性の判断は、本件労働者の労働態様等から容易に判断することができるから、審査請求人が本件労働者の労働者性を誤認したことにやむを得ない事情があったとは認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- 4 また、審査請求人は、労働局が誤った労働災害の認定をした結果、本件労働者が休業補償給付の支給を受けているなどと主張する。

しかし、費用徴収に係る審査請求の手続において、労働者の労働災害に係る業務上外の認定の当否を争うことはできないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- 5 以上によると、本件各徴収決定は妥当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、各審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各徴収決定は違法又は不当なものとは認められず、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

ア 本件先行審査請求

審査請求の受付 : 令和2年12月21日
反論書の提出 : 令和3年3月25日
審理員意見書の提出 : 同年11月10日
(反論書の提出から約7か月半)
諮問 : 同年12月10日
(審査請求の受付から約11か月半)

イ 本件後行審査請求

審査請求の受付 : 令和3年1月4日
反論書の提出 : 同年3月25日
審理員意見書の提出 : 同年11月10日
(反論書の提出から約7か月半)
諮問 : 同年12月13日
(審査請求の受付から約11か月)

(2) そうすると、本件各審査請求では、反論書の提出から審理員意見書の提出までにいずれも約7か月半もの期間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに、本件先行審査請求では約11か月半、本件後行審査請求では約11か月の期間を要している。しかし、反論書の提出後に何らかの調査・検討が行われた形跡はうかがわれず、審理員意見書の内容からも、その作成に上記のような期間を要する事情があったとは考えられない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件各審査請求から本件各諮問までの期間は、5か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれず。

2 本件各徴収決定の違法性又は不当性について

(1) 本件疾病の発病日（本件事故の発生日）は平成30年8月17日であり、Pが保険関係成立届を提出したのは平成31年4月5日である（上記第1の2の(3)及び(4)）から、本件事故は、Pが労災保険に加入していない間に生じたものである。したがって、本件では、Pが保険関係成立届を提出しなかったことに故意又は重大な過失が認められるかが問題となっている。

(2) Pの故意の有無について

運用通達によれば、事業主の故意は、事業主が、当該事故に係る事業に関

し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所からの保険手続に関する指導又は全国労働保険事務組合連合会支部等からの加入勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合に認定することとされている（上記第1の1の(5)のア）。

そこで、Pが、本件事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けた事実があるか否かについて、検討する。

一件記録によれば、処分庁が、本件事故後、A労働局E課長に対し、Pに対する加入勧奨の実施状況について照会をしたところ、同課長から、Pに対して加入勧奨を実施していないとの回答があった（「労働保険未手続中災害発生事業場に対する加入勧奨実施状況の照会について」と題する書面、「労働保険未手続中災害発生事業場に対する加入勧奨実施状況の照会について（回答）」と題する書面）から、Pが加入勧奨を受けた事実はないことが認められる。

しかし、一件記録からは、Pが保険手続に関する指導を受けた事実があったか否かが明らかではない。そこで、当審査会が、審査庁に対し、その有無について照会をしたところ、審査庁から、一般に、加入勧奨をして、それが不調な場合に指導を行うことになるが、本件では、加入勧奨をする前にPが労働保険に加入したため、指導も行っていないとの回答があった（令和4年1月5日付けの審査庁の事務連絡）から、Pは指導を受けた事実もないことが認められる。

そうすると、Pは、本件事故に係る事業に関し、運用通達が定める保険手続に関する指導も加入勧奨も受けたことがないから、Pが保険関係成立届を提出していなかったことに故意があったと認めることはできない。

(3) Pの重大な過失の有無について

運用通達によれば、事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定することとするが、事業主が、その雇用する労働者が労働者に該当しないと誤認したこと又は本来独立した事業として取り扱うべき出張所等を独立した事業には該当しないと誤認したことにより、保険関係成立届を提出していなかった場合は、例外として、事業主の重大な過失としては認定しないこととされている（上記第1の1の(5)のイ）。

Pは、平成29年5月1日に本件事業場において風俗店の営業を開始して

いる（上記第1の2の(1)）ところ、本件事業場には、同日から労働に従事する者がいた（上記第1の3の(1)）から、保険関係成立日は、同日であると認められる。しかし、本件事故の発生日は平成30年8月17日である（上記第1の2の(4)）であり、Pが保険関係成立届を提出したのは平成31年4月5日である（上記第1の2の(3)）から、Pは、保険関係成立日から約2年もの間、保険関係成立届を提出していなかったことになる。

そして、本件は、運用通達が例外として定める事情（上記第1の1の(5)のイの①又は②）によりPが保険関係成立届を提出していなかったという事案ではない。

そうすると、Pは、本件事故に係る事業に関し、保険関係成立日から1年を経過しても、なお保険関係成立届を提出していなかったのであるから、Pが保険関係成立届を提出していなかったことには重大な過失があったと認められる。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求人と同じ業種を同じ形態で営む事業場に関し、D労働局から、労働保険に加入する必要があるとの回答があったため、本件事業場について労働保険の加入手続を行わなかったなどと主張する（上記第1の3の(1)）。

しかし、労働保険の加入が必要であるか否かは、事業場ごとに、個別・具体的に判断すべきであるから、他の事業場に関し、労働保険に加入する必要があるとの回答があったとしても、そのことをもって本件事業場についても労働保険に加入する必要があるということにはならない。

なお、審査請求人は、上記主張の根拠として、最高裁昭和30年判決を引用するほか、本件事業場における従業員の労働者性の判断が容易ではないことも指摘するが、最高裁昭和30年判決は、審査請求人の上記主張の根拠とはならないし、P作成の使用報告書によれば、本件事業場における従業員は、内勤のスタッフであって、「電話受付や女性キャストの周旋等」の業務に従事しているというのであるから、その労働者性は、容易に肯定される。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ また、審査請求人は、労働局が誤った労働災害の認定をした結果、本件労働者が休業補償給付の支給を受けているなどとも主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、労災保険法31条1項の規定に基づく費用徴収決定に対する審査請求の手續において、労働者の労働災害に係る業務上外の認定の当否を争うことはできないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、Pが、本件事故に係る事業に関し、保険関係成立届を提出していなかったことには、重大な過失があったと認められるから、本件事故は、労災保険法31条1項1号に規定する事故に該当する。

したがって、本件各徴収決定は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

審査庁は、審査請求人について重大な過失が認められる理由として、(1)保険関係成立日から本件事故の発生日までの期間が1年を超えていること（以下「要件①」という。）及び(2)保険関係成立日から1年以上を経過して保険関係成立届が提出されていること（以下「要件②」という。）を掲げている（上記第2の2）から、要件①及び要件②を重大な過失の認定基準として考えているようである。

しかし、運用通達は、「保険関係が成立した日（以下「保険関係成立日」という。）から1年を経過してもなお保険関係成立届を提出していないとき」に重大な過失を認定すると定めている（記2の(1)のロの(イ)）から、重大な過失の認定基準とされているのは要件②のみであって、要件①は重大な過失の認定基準とはされていないことが明らかである。運用通達は、重大な過失の認定に係る事務処理について定めた部分（記2の(2)のホ）において、「所轄局長（注：所轄都道府県労働局長）は、下記の方法等により、当該事業の保険関係成立日から事故発生日までの期間が1年を超えているか否かについて確認を行い、上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断する」と定めているが、「保険関係成立日から事故発生日までの期間が1年を超えているか否かについて確認」をすることの目的・効果については、何ら定めていない（上記の引用部分が「上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断する」と定めていることからすると、「1年を超えているか否かについて確認」をする期間は、「保険関係成立日から事故発生日までの期間」ではなく、「保険関係成立日から保険関係成立届の提出日までの期間」であるはずであるから、上記の引用部分中の「事故発生日までの期間」という部分は、「保険関係成立届の提出日までの期間」の誤記ではないかと考えられ

る。)。審査庁が要件①も重大な過失の認定基準として考えているのであれば、運用通達が重大な過失の認定基準について定めている部分（記2の(1)のロの(i)）に要件①を追加するか、又はその認定基準の例外を定めている部分（記2の(1)のロの(ロ)）に「保険関係成立日から事故発生の日までの期間が1年に満たない場合」には重大な過失として認定しないことを明記する必要がある。

なお、保険関係成立日から1年を経過して保険関係成立届が提出されたという二つの事例（事例A及び事例B。いずれも保険関係成立日から1年2か月後に保険関係成立届が提出された事例とする。）を想定した場合において、事例Aは保険関係成立日から11か月後に事故が発生した事例、事例Bは保険関係成立日から1年1か月後に事故が発生した事例とすると、審査庁の考え方によれば、事例Aでは重大な過失が認定されず、事例Bでは重大な過失が認定されることになるが、これでは、事故発生の日から保険関係成立届を提出するまでに期間を要した方が費用を徴収されないという不合理な結果となる。したがって、重大な過失の認定基準に要件①を追加するなどの運用通達の見直しをするのであれば、事故発生の日が保険関係成立日から1年内であるか、又は1年を経過した後であるかによって、重大な過失の有無の認定に差を設けることに果たして合理性があるかについて、十分に検討されたい。

また、そもそも、運用通達は、その標題から明らかなように、事業主が「保険関係成立届をしていない期間中に発生した事故」について保険給付をした場合における当該事業主に対する費用徴収制度の運用について定めたものであるから、要件①（保険関係成立日から事故発生の日までの期間が1年を超えていること）を重大な過失の認定基準として考えるのであれば、事故発生の日には保険関係成立届は提出されていないから、保険関係成立届は、当然、保険関係成立日から1年以上を経過して提出されることになる。そうすると、要件①に加えて、要件②（保険関係成立日から1年以上を経過して保険関係成立届が提出されていること）を重大な過失の認定基準として定める必要は全くないということになる。

審査庁においては、運用通達の見直しを早急に検討されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美